

個別避難計画作成の手引き

はじめに（避難支援等実施者の皆様へ）

個別避難計画がより現実的で安全かつ円滑に機能するよう、避難行動要支援者と一緒に作成しましょう。この計画は避難の円滑化を目的とするものであり、避難支援等実施者に対して法的な責任や義務を課すものではありません。

計画は避難行動要支援者本人の安全を守ることが第一であり、支援の内容は過度にならず、本人の意思を尊重して決定してください。また、一度作れば終わりではなく、本人の状況や居住環境の変化、家族構成の変動などに応じて見直しを実施してください。

なお、計画に記載された情報は他の避難支援等関係者が適切に活用できるよう、必要最小限の範囲で共有されます。

個別避難計画書の作成にあたって

個別避難計画書は災害発生時に「誰と・どこに・どうやって」避難するか等の具体的な避難方法や連絡先を記載します。

一人では避難することが困難な方は、支援をしてくれる方と一緒に作成しましょう。

作成や修正した個別避難計画書は、コピーして、市役所に提出してください。必要があれば一緒に計画を作成した避難支援等実施者にも渡すようにしてください。

原本は個人情報や、緊急連絡先・かかりつけの医療機関・服用中の薬など要支援者に配慮しなければならない事項も記載されていますので、非常用持ち出し袋などに保管し、必要なお薬の携行、貴重品、最低限の生活必需品などと一緒にいつでも持ち出せるよう準備しておきましょう。

1 災害時避難行動要支援者情報

(1) 氏名、性別、血液型、住所、生年月日、連絡先、支援が必要な状況

避難行動支援者に提供する基礎情報となりますので正確に記入してください。

(2) 普段いる部屋・寝室の位置

災害発生時に、計画された避難所に避難できず、所在が不明となった場合などに避難支援等関係者の訪問などによって安否確認をする場合の手がかりになります。

(3) 家族構成・同居状況、区・自治会

避難支援等関係者が、支援する際の資料となります。

(4) 緊急連絡先

親族又は親しいご友人、又は避難支援をして頂ける方等、本人に緊急事態が発生した場合に連絡すべき可能な限り連絡のつく方を記入してください。災害時に頼れる方などが望ましいでしょう。

(5) 特記事項（特に注意すべき事項）

避難の際に必要な支援の内容（どのような介助が必要か、移動手段の制限、避難所滞在時の条件、服薬や医療機材の携行など、具体的な要件を漏らさず記載しましょう。

2 避難支援者情報

(1) 避難支援者

災害時に一緒に避難をしてくれる方が「いる」又は、「いない」を選択し、「いない」場合は「自力で避難します」、「いないため避難支援者を見つけてほしい」、「いないけど自分で避難支援者を見つけます」の3択の中から該当するものを選択してください。

「見つけてほしい」と記入された場合、市ではその後、区・自治会の役員や民生委員を中心とした「地域調整会議」を実施し、その会議で地域の特性や要支援者の状況を考慮し、避難支援を行うための具体的な手段や地域住民との連携方法について検討いたします。また、要支援者の方々が避難する際に必要な情報やサポートをするために、地域の役員や関係者が連携し、個別のニーズに応じた支援策を考え、要支援者が避難時に不安を感じる事がなく、安全に避難できるよう話し合いを行います。

(2) 避難支援者記入欄

避難支援者が「いる」場合は「いる」にをしてください。なお、この支援者については、家族や知人等が考えられますが、その方に避難支援が可能か確認を行ったうえで、本計画の個人情報保護に同意の上、避難支援者記入欄に記入して貰ってください。

3 避難計画

(1) 冊子版、又はWeb版「大網白里市ハザードマップ」で、本人居住地域の被害予想図を参考に、「風水害・地震」と「津波・高潮」に区分してそれぞれ避難計画を作成します。「津波・高潮」に該当しない地域に居住する方は作成する必要はありません。

(2) 風水害・地震

市内全域に関係するため、すべての人を対象とした基本的な個別避難計画となります。

ア 避難所

避難所は、ご自宅や周辺のインフラ等が被害を受け、日常生活が行えない場合に代替えの生活基盤となり、一時的な避難生活をする場所となります。避難所では安否確認のみならず、在宅避難や車中泊避難をした場合にも情報提供、衣食住、

医療・介護等の支援を行いますので必ずいずれか1つに☑の記入をお願いします。

また、注意点として、ペット同伴可能な避難所は限られています。なお、同伴可能な場合でも避難所のルールにしたがってゲージ等で飼育する必要があります。

イ 避難場所

避難場所は、災害が起きた際、身を守るため緊急一時的に避難する場所で、ペット等も同伴して避難することが出来ますが、長期の滞在は想定していません。

大網白里市総合ハザードマップ等の避難場所一覧を確認し記載してください。緊急性がなく、事前に避難する余裕がある場合は、比較的遠方でも親族、知人等を頼って事前避難を行うことも検討しておくとい良いでしょう。この場合は「避難先(宅)・住所・連絡先」を記載してください。

(3) 津波・高潮

ア 避難所

津波と高潮の浸水が想定される区域は、白里地区・福岡地区となります。

ハザードマップ上の津波浸水想定区域に居住する方は避難所のいずれか1つに☑を記入してください。

イ 避難場所

津波等から一時的に身を守るため緊急的に避難する場所です。いずれか1つに☑を記入してください。

(4) 避難要領

どのように避難するかを記載してください。「避難支援者の車を使用して○○避難場所へ避難後、△△避難所」等、具体的に記載します。

(5) 避難に係る特記事項

避難の最中に留意しなければいけない事項について、すべてに☑を記入してください。その他、心配事項があれば「その他」に☑を記入し、「咳き込むと、発作を起こすことがある。」等、具体的に記載してください。

4 計画作成及び個人情報使用の同意について

個別避難計画には重要な個人情報が多く含まれています。平素、原本はご自身が、保管し、コピーは市役所で管理することとなります。避難支援者が決まりましたら必要に応じて一緒に作成した個別避難計画のコピーをお渡しください。

Q&A

Q.個別避難計画書裏面の避難支援者が「いない」ため見つけてほしいと記載した場合は、今後どうなりますか？

A.「見つけてほしい」と記入された場合、市ではその後、区・自治会の役員や民生委員を中心とした「地域調整会議」を実施する予定です。「地域調整会議」では、地域の特性や要支援者の状況を考慮し、避難支援を行うための具体的な手段や地域住民との連携方法について検討いたします。

また、要支援者の方々が避難する際に必要な情報やサポートをするために、地域の役員や関係者が連携し、個別のニーズに応じた支援策を考えることが重要であり、要支援者が避難時に不安を感じるものがなく、安全に避難できるよう努めてまいります。

このように、市では、「いない」「見つけてほしい」と記入された場合でも、「区・自治会・自主防災組織・民生委員」等を通じて、要支援者の方々が適切な支援を受けられるよう取り組んでまいります。

Q. 個別避難計画書裏面の避難支援者記入欄はどういう意味ですか？

A.災害等の発生時に避難支援を実施する方の氏名を記入するものになります。上記で、避難支援者が「いない」にチェックされた場合は、まだ「支援者」が決定されておられませんので空欄でご提出ください。今後、地域等の会議で支援者が決まりましたら、一緒に計画作成や修正及び記載を行います。

Q.津波避難地域及び災害時の避難場所や避難所はどこになりますか？

A.市のホームページ等の「大網白里市総合ハザードマップ」で確認できます。「洪水・地震」と「津波・高潮」の災害によって開設する避難所が異なります。それぞれの災害に遭わせて避難所のいずれか1つに☑を記入してください。

Q.避難所が決まっていない場合はどうすればよいですか？

A.避難所が未定の場合でも、安否確認や支援物資を確保するために最寄りの避難所を必ず1つ指定してください。また、その場合は「風水害・地震」の「一時避難場所」に近隣の親戚や友人宅など候補を挙げておくことが良いと考えられます。この場合は表面の「緊急連絡先」と同じ内容で記載してください。

Q.作成した個別避難計画書は、どうすれば良いですか？

A.市の担当課に計画の「コピー」を送付又は提出し、「原本」は災害等で避難した場合に備えて避難時の携行品と一緒に保管し、避難所での受付の際に提出してください。避難支援者と一緒に作成した場合は必要に応じて避難支援者にも「コピー」を渡す必要があります。また、状況の変化に合わせて適時、避難行動支援者と一緒に計画を修正してください。

Q. 個別避難計画書は、いつまでに提出すれば良いですか？また、計画を修正した場合はどうすれば良いですか？

A. 個別避難計画に提出期限は有りませんが、災害はいつ起きるか解りませんので可能な限り作成後速やかに提出してください。避難支援者等が必要にもかかわらず決まっていない場合など、現段階での計画でも結構です。また、修正した個別避難計画も、いつでも受け付けています。

(返信用封筒が同封されている場合は返送期限があるため、ご注意ください)

Q. 個別避難計画書を返送する際の注意点はありますか？

A. 個別避難計画書の「コピー」を必ず同封の返信用封筒に入れ、住所や氏名を明記してください。また、コピーが出来ない場合は原本を送っていただいても結構です。市役所でコピーし原本を返送します。郵送後については、必要に応じご連絡する場合があります。

Q. 個別避難計画書の内容は変更できますか？

A. はい。状況が変わった場合は内容を随時更新してください。変更した個別避難計画書は「コピー」を市へ提出をお願いします。

Q. 施設に入所している又は今後入所する予定がある場合はどうなりますか？

A. 個別避難計画書の対象外になります。

状況を把握するため、恐れ入りますが市までご連絡ください。

Q. 計画書の記入方法について相談したい場合はどうすればよいですか？

A. 市にお問い合わせください。連絡先は、以下のとおりです。

【問い合わせ】

《個別避難計画書の作成に関すること》

・障がいに関すること

社会福祉課 障がい福祉班

電話 0475-70-0337

・要介護に関すること

高齢者支援課 介護保険班

電話 0475-70-0309

・一人暮らし高齢者に関すること

高齢者支援課 地域包括支援センター

電話 0475-70-0439

《その他災害時の避難に関すること》

安全対策課 消防防災班

電話 0475-70-0303

Q.家族が避難する際、どのように連絡を取ればよいですか？

A.家族間で事前に連絡手段を決めておくことが重要です。電話やメッセージアプリなど、複数の手段を用意しておくことで安心です。

Q.もし避難できない場合はどうすればよいですか？

A.津波による被害のある恐れがある場合を除き、避難できない場合は自宅で安全を確保できる場所に居ましょう。近隣の方々や親戚等に助けを求める場合は、相談しておくようにしましょう。困難で救助が必要な場合は、「119番」に電話をしてください。個別避難計画書は、あらかじめ一緒に避難する人を決めておく計画となりますので、作成しておくことで円滑な避難ができるようになります。

Q.避難訓練には参加すべきですか？

A.はい。避難訓練への参加は非常に重要です。実際の避難行動を体験することで、避難経路の確認や避難する際の気づきなどがあり、いざという時の不安を軽減できます。

Q.災害時の情報収集はどうすればよいですか？

A.災害時にはテレビやラジオ、SNS等で最新情報を収集してください。また、市から提供される情報も活用してください。

Q.避難所での生活について知りたいです。

A.避難所では基本的な生活支援が提供されますが、市で備蓄している数量には限りがあります。また、交通網が寸断し他府県等からの支援物資の到着が遅延する可能性もあることから、自分自身で必要な物品（食料、水、薬など）を持参していただくことをおすすめします。

Q.近隣住民との協力はどうすればよいですか？

A.近隣住民と事前に顔合わせや情報交換を行い、お互いの状況を理解しておくことで、円滑な避難につながるものと考えています。

Q.避難時に持ちだすべきものは何ですか？

A.必要最低限の持ち物（個別避難計画、身分証明書、薬、食料、水、モバイルバッテリーなど）をリストアップし、事前に準備しておくことをおすすめします。

Q.災害時に心配なことがある場合、どこに相談すればよいですか？

A.市の総合窓口や地域包括支援センターにお問い合わせください。